

遺留分について考えよう その④

～遺留分の対象となる財産～

遺留分に該当する財産とは

遺留分に含める財産は主に次の財産です。

- ・ 被相続人の相続開始時の財産
- ・ 相続開始前1年以内の贈与財産
- ・ 10年以内の特別受益

★これらの財産の合計に遺留分割合を掛けて遺留分を計算します。

遺留分に該当する財産とは

- 被相続人の相続開始時の財産

プラスの財産 － マイナスの財産 で計算

★マイナスの財産（借入金）があると遺留分の請求をされたときに、少額の請求で済みます。

(例)アパート経営による借入金がある

また、**生命保険金は基本的に遺留分の対象となりません**（みなし相続財産のため）。

遺留分に該当する財産とは

- ・ 10年以内の特別受益

特別受益・・・一部の相続人だけが被相続人から贈与や遺贈、死因贈与で受けた利益のことを指します。

(例)

結婚費用、学費、不動産の購入費用金銭の贈与

★令和元年7月1日から、遺留分の計算に用いる特別受益の期間は原則10年以内の贈与に改正されました。

END